

イギリスにおける巡回裁判官の任命基準について（仮訳）

巡回裁判官は、大法官の推薦^{*1}に基づいて、女王によって任命される。

- *1 大法官は、人種、性別、婚姻状態、性的志向、政治的信条、宗教又は障害にかかわらず、任命基準に関して、最適と思われる応募者を、各裁判官職の任命のために推薦する。その際に、大法官は、任命基準に関して、各応募者の任命のための資質及び適性について照会を受けた裁判官及び実務家から受領したコメント（別紙参照：大法官に秘扱いで提出される。）を考慮する。
- 応募者は、その専門的キャリア及び非常勤、常勤の裁判官職における職務で、任命基準の技能及び特質を有していることを実証してきている。

任命基準

1 法的な知識及び経験

任命されるすべての候補者は、次のものを有している。

- ・最初に任命される管轄区域に適切な刑法、民法又は家族法に関する幅広い知識及び理解
- ・証拠準則並びに裁判実務及び裁判手続に関する幅広い知識

実務家の場合、さらに、次のものを有している。

- ・レコーダーとしての質の高い効率性と実績
- ・専門的実務に就いていた間に携わっていた法律分野における高レベルの専門的実績

※ 大法官は、弁論経験を裁判官職の任命のための必須要件とは考えていない。

2 技能及び能力

知的・分析的な能力	<ul style="list-style-type: none">・長時間集中して、事実と主張を理解し、吸収できること。かつ、迅速かつ正確にそれらの証拠及び情報を想起する能力・特定の事実に法原則を適用し、かつ、膨大な情報の中から、関連性のある重要な争点及び事実とそうでないものを判断できること・関連性のある争点及び法律問題を比較検討して、陪審に対する又は判決言渡しの際の、道理を尽くし首尾一貫した説示のために、それらを系統立てることができること・新しい分野の法律、証拠、実務及び手続を迅速に吸収し、適用できること
健全な判断力	裁量権を効果的に行使する能力、自己の知識及び経験を適用して、法律に従った、かつ、担当する事件の状況に適切な判断をする能力、事実及び対立する主張を熟考して整理し、論理的に推論して、正確で均衡の取れた結論を導き出す能力を有すること
決断力	確固たる結論に達する能力（多くの場合、迅速に）、他人から独立して考え、決断し、行動する能力、自己の判断を信頼する能力を有すること
意思疎通能力・話を聞く能力	口頭であれ書面であれ、指示を与え、積極的かつ注意深く話を聞き、複雑な争点を説明し、明確、簡潔、迅速に決定又は判決を下して、一般人を含めたすべての種類の裁判所利用者（被告、証人、被害者、陪審員、訴訟当事者本人又は子供）と効果的に意思疎通できること
権威・訴訟運営技能	<ul style="list-style-type: none">・尊大、傲慢又は横柄に見えることなく、裁判所・審判所の利用者から尊敬を集め、法廷・審判廷及び裁判官室における公正な秩序を維持できること・すべての訴訟参加者（代理人の有無にかかわらず。子供を含む。）が、自己の主張又は証拠を可能な限り十分に提示できることを確実にする一方で、不必要な繰り返しや見当違いを生じさせないように、人々を効果的に取り扱いながら事件を積極的に管理し、迅速な事務処理を促進できること

3 個人的資質

廉直性・独立性	<ul style="list-style-type: none">・任命される候補者は、正直さ、慎重さ、職業上の同僚、依頼者及び裁判所との公明正大な関係という経験を有している。・任命される候補者は、精神の独立及び精神的勇気を持ち、必要な場合には、不人気な決定を行い、それを支持する用意がある。・任命される候補者は、他人からの信頼、信用及び尊敬を培ってきている。
公平性・不偏性	<ul style="list-style-type: none">・任命される候補者は、偏見がなく、客観的であり、いかなる個人的偏見でも、それを認識して無視する能力を有する。・任命される候補者は、面前にあるすべての問題を公平に取り扱い、また、面前にいるすべての人々が自己の事件を明確に提示できる機会を持ち、事件が可能な限り十分かつ客観的に熟考されることを確実にしようとする。
人々と社会に対する理解	<ul style="list-style-type: none">・任命される候補者は、異なった背景を持つ人々（子供を含む。）を尊重し、理解している。任命される候補者は、職務上遭遇する人々の態度や行動に対して、異なった民族的及び文化的背景が影響を与えることについて敏感である。・任命される候補者は、裁判所利用者のニーズ及び関心事に対する理解と共感を有し、それらを伝え、また、感覚が鋭敏で、人情深い。
成熟性・健全な気質	<ul style="list-style-type: none">・任命される候補者は、態度及び働きかけにおける成熟性を示している。・任命される候補者は、忍耐強く、寛容で、愛想が良く、冷静でありながら、堅実で、決断力がある。
礼儀正しさ	・裁判所利用者及び裁判所職員のすべてに対して、礼儀正しく、思いやりがある。
献身性・誠実性・勤勉性	・活力と勤勉さとしかるべき責任感をもって、公職及び適正かつ効率的な司法運営に献身し、それらを誠実に遂行する。